

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月30日

【事業年度】 第20期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

【会社名】 株式会社メッツ

【英訳名】 MET'S CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 雅幸

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番2号

【電話番号】 03-5771-4188（代表）

【事務連絡者氏名】 業務管理部長 中村 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番2号

【電話番号】 03-5771-4188（代表）

【事務連絡者氏名】 業務管理部長 中村 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 20 年 6 月 13 日に提出いたしました第 20 期（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

（訂正前）

～ （略）

— 自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

— 中間配当について

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当ができる旨定款に定めております。

— 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近 1 年間における実施状況

経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月最低 1 回は開催しています。また社長以下全取締役及び全監査役が出席する部長会を毎月 2 回程度開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させています。

業務を執行する取締役だけでなく、監査役も高い頻度で経営会議に出席することにより、コーポレート・ガバナンスの強化が図られています。

（訂正後）

～ （略）

— 取締役の選任の決議要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

— 自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

— 中間配当について

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当ができる旨定款に定めております。

— 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近 1 年間における実施状況

経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月最低1回は開催しています。また社長以下全取締役及び全監査役が出席する部長会を毎月2回程度開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させています。

業務を執行する取締役だけでなく、監査役も高い頻度で経営会議に出席することにより、コーポレート・ガバナンスの強化が図られています。